

## 郡山市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れ等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、一時預かり事業の実施について（27文科初第238号雇児発0717第11号平成27年7月17日。以下「国実施要綱」という。）、子ども・子育て支援交付金の交付について（府子本第474号平成28年7月20日。以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「県規則」という。）及び福島県子ども・子育て支援交付金交付要綱（福島県平成27年11月13日施行。以下「県交付要綱」という。）に基づき、幼稚園において2歳児を定期的に預かる幼稚園型一時預かり事業に要する経費に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12の規定により福島県知事に届け出て一時預かり事業を行う幼稚園設置者のうち、市内に住所を有する児童について、国実施要綱4(3)幼稚園型Ⅱ（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

### (事前相談)

第3条 補助対象事業者は、規則第4条に規定する申請をする前に、事前相談書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する事前相談書の提出があった場合は、その内容を精査の上、補助事業実施に係る園児の定員、及び利用料金の条件を設定し、事前相談結果通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

### (補助対象経費)

第4条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別紙第4欄に定める対象経費とする。

### (交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、国交付要綱別紙一時預かり事業1(3)に定める基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年間とする。

### (交付の申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の3月末日までに規則第4条に規定する補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 配置する職員の名簿並びに職員のうち保育士である者の雇用証明及び保育士登録証の写し
- (2) 施設平面図（事業実施スペースの面積等を記載したもの）

2 市長は、第1項に規定する申請があった場合は、当該申請をした者に関し、第2条の届出について福島県知事に対し、文書で確認するものとする。ただし、当該届出がされているとす

に文書で確認されている者で、確認をした事項に変更がないことが認められる場合はその限りではない。

3 第1項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第8条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 規則第14条の規定に基づく実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して報告するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

(交付の条件)

第10条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用しないこと。

(2) 国交付要綱第5条第1号から第8号までに規定する条件を遵守すること。この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「郡山市長」と、「国庫」とあるのは「郡山市」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。

(3) 補助事業の園児の定員は、市が設定した定員を超えないこと。

(4) 利用料金の設定にあたり第3条における事前相談の上、総額がこの要綱に基づき補助対象事業者が交付を受ける補助額を超えない範囲となるよう設定するように努めること。

(5) 利用料金の総額がこの要綱に基づき補助対象事業者が交付を受ける補助額を超える場合は、超過する金額の用途を示す等あらかじめ保護者の理解を得られるように努めること。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は規則第12条により、各月の実施の状況を実施内訳書(第3号様式)、利用者一覧表(第4号様式)及び利用終了者一覧表(第5号様式)により翌月10日までに報告をするものとする。ただし、3月分については3月31日までに報告するものとする。

(実績報告等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して2か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、補助事業等に係る収支決算書は収支決算書兼補助金額積算調書(第6号様式)とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

(1) 当該事業を行うにあたって要した費用の算出方法が分かる書類

(2) 当該事業を行うにあたって徴収した収入の算出方法が分かる書類

(額の確定)

第13条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

事前相談書

年 月 日

住所

相談者 氏名又は名称

Ⓜ

代表者職氏名

1 利用定員予定 (事業分)	
2 利用料金予定 (1人当たり) : 月額の場合	
2 利用料金予定 (1人当たり) : 日額の場合	

※2については、「月額」「日額」どちらか記入

担当者氏名及び連絡先	
------------	--

事前相談結果通知書

年 月 日

郡山市長

印

1 利用定員について （事業分）	
2 利用料金予定について	

郡山市担当者氏名及び連絡先	
---------------	--





## 利 用 者 終 了 者 一 覧 表

※各月で一時預かり事業利用終了者を記入してください

番 号	児 童 氏 名	生 年 月 日	備 考（利用終了した日付を記入）

※満3歳で正式入園となり、一時預かり事業に該当しなくなった場合も記入してください



収支決算書兼補助金額積算調書

年 月 日

住所

申請者 氏名又は名称

㊞

代表者職氏名

1 支出

科目	本年度決算額		摘要
	総支出額	うち補助対象経費	
人件費			
消耗品費			
教材費			
水道光熱費			
その他			
合計	①	②	

2 収入

(1) 寄付金その他の収入

科目	本年度予算額	摘要
寄付金		
一時預かり 利用料③		
その他		
合計④		

(2) 補助金（実績報告時積算額）

預かり時間	8時間以下	8時間超 ～ 10時間未満	10時間超 ～ 11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本単価分 長時間加算	-				-

ア補助基準額	
イ補助対象経費実支出額（② - ③）	
ウ総事業費から寄付金その他の収入を控除した額（① - ④）	
補助金額（ア・イ・ウのうち最も少ない額）	⑤

(3) 自己資金

⑥

収入合計（④ + ⑤ + ⑥）